

東京都入札監視委員会第1回第二監視部会 審議概要

| | | |
|----------------------|--|--|
| 開催日及び場所 | 令和3年2月15日(月) 都庁第一本庁33階特別会議室N6 | |
| 委員 | 日本大学総合科学研究所客員教授 有川博(部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史 公認会計士 片桐春美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子 計4名(敬称略) ※各委員はオンラインによる参加 | |
| 審議対象期間 | 令和元年7月1日～令和元年9月30日及び令和2年1月1日～令和2年3月31日 | |
| 抽出案件計 | 4件 | (備考) |
| 一般競争 | 2件 | |
| 指名競争 | 2件 | |
| 随意契約 | 0件 | |
| | 意見・質問 | 回答 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | <議案1>(高額事案) 北多摩二号水再生センター汚泥焼却設備再構築工事 [一般競争入札] | |
| | Q 入札参加者を増やすための取組として、工事を分割して発注する等は検討しているか。 | A 本工事に含まれるものには、一部分割して発注できる設備もあるが、一体で発注した方が合理的と判断し、今回は一括で発注している。 |
| | Q 1者入札となった原因について、どのように分析を行っているか。 | A 入札辞退者の辞退理由は、「技術者の配置が困難になった」というものであり、技術者不足が原因にあると考えている。 また、本件は特殊施設であるため、そもそも多数の企業が受注可能という性質のものではないという事情もある。 こうしたことを踏まえ、発注にあたっては技術者の配置がしやすいよう施工時期の平準化に取り組むほか、設計図書を丁寧に作り込み、できる限り入札に参加しやすい環境となるよう工夫している。 |
| | Q 本件工事に先立って、公募型共同研究を行っているとのことだが、共同研究に参加していないと競争上不利になるということはないか。 また、本件工事の入札に参加しなかった共同研究者へは、その理由についてヒアリングを行ったか。 | A 本件発注時には、当該共同研究で開発した焼却設備を採用するよう履行条件を付しているが、その内容は全入札参加者に提示しており、かつ共同研究者以外でも採用可能な内容であるため、競争上不利になることはない。 なお、入札に参加しなかった共同研究者へのヒアリングは行っていない。 |

| | |
|---|--|
| <p>意見：引き続き、競争環境を整えるよう工夫されたい。</p> <p>また、辞退理由の確認だけでなく、公募型共同研究の参加者が入札に参加しなかった理由なども含め、入札参加者が少ないことの分析を行い、今後の発注に活かされたい。</p> | |
| <p><議案2> (高落札率事案) 令和元年度調布飛行場取付誘導路整備及びその他工事 [希望制指名競争入札]</p> | |
| <p>Q 希望15者から10者を指名したとのことであるが、どのような考え方で指名したのか。</p> | <p>A 指名基準に基づき指名を行っている。本件は、まず過去に優良な成績を収めた優先指名業者を選定している。次に、地理的条件を勘案して指名者を選定している。</p> |
| <p>Q 辞退理由として、「発注図書に不明確な部分があったため」というものがあるが、これについてどのように捉えているか。</p> <p>また、どこが不明確だったのか、辞退者にヒアリングをしているか。</p> | <p>A 仕様や履行内容は特別なものではなく設計図書にもしっかり表現しているが、空港内での施工というところが少し引っかけたのかもしれない。なお、手続き上、指名業者からの質問の機会を設けているが、本件においては質問はなかった。</p> <p>なお、本件においては辞退者へのヒアリングは行っていない。</p> |
| <p>Q 辞退理由として、「配置予定技術者の配置が困難になったため」というものが多い。</p> <p>建設業界では技術者不足が課題であると聞くが、これに対してどのような工夫（取組）を行っているか。</p> | <p>A 限られた技術者を効率的に配置できるよう施工時期の平準化に取り組んでいる。</p> |
| <p>意見：「発注図書に不明確な部分があった」等の辞退理由もあったことから、これらについて必要に応じて辞退者にヒアリングを行うなどして分析し、次の発注に活かすよう取り組まれたい。</p> | |
| <p><議案3> (一者入札の事案) 都立大塚病院 (31) 改修空調設備工事 [一般競争入札]</p> | |
| <p>Q 本件空調設備の元施工者は今回の受注者か。</p> | <p>A そのとおりである。</p> |

| | | | | |
|----------------------|--|--|---------------------------------|-----|
| | <p>Q 元施工者でないと施工しにくいということはあるか。</p> | <p>A 元施工者は、その他の事業者よりも施設情報を把握している部分はあると思う。</p> <p>しかし、施工にあたり必要な情報は発注図書に詳細に記載しており、元施工者でなければ施工できない、或いは施工しにくいということはないと考えている。</p> | | |
| | <p><議案4> (同一事業者長期継続受注事案) トラフィックペイント道路標示塗装工事単価契約(2) [希望制指名競争入札]</p> | | | |
| | <p>Q 本件はなぜ単価契約なのか。</p> | <p>A 道路管理者やガス、水道等の企業者による工事が頻繁に行われており、予定していても施工できない箇所や、また予定外に施工が必要となる箇所もあることから単価契約としている。</p> | | |
| | <p>Q 多くの辞退者が辞退理由として「技術者の配置が困難になったため」と回答しているが、これを次にどのように活かしていく考えか。</p> | <p>A 技術者不足を受け、限られた技術者を有効に活用していただくため、施工時期の平準化に取り組んでいく。</p> <p>今年度に同様の案件を発注するにあたっては、発注時期を2か月前倒しとする工夫を行っており、その効果もあつてか、応札者は本件よりも2者増えている。</p> | | |
| | <p>意見：引き続き、競争環境を整えるよう努められたい。</p> | | | |
| 委員会による報告又は意見の具申 | <p>議案1から議案4までについて、入札契約手続は規定のルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。</p> | | | |
| 談合情報案件 | 項目 | 工 事 | 物品・業務 | 件数計 |
| | 談 合 情 報 | 0 件 | 2 件 | 2 件 |
| | うち検討結果疑義 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | | 回 答 | |
| | <議案5> | | | |
| | <p>Q 談合情報検討委員会の判断については理解したが、その判断に至る理由の記載内容について分かりにくい表現となっている。こうした経緯や理由はきちんと資料として残しておくべき。</p> | | <p>A 今後、資料を作成する際には表現等を工夫する。</p> | |

| | | |
|-----------------|--|--|
| | 意見：今後、談合情報検討委員会において整理する資料については、より分かりやすい表現となるよう留意されたい。 | |
| | <議案6> | |
| | <p>Q 2つの入札参加者の応札行動に同一の人物が関与したように見受けられる。</p> <p>都では関連会社は同一の入札に参加してはいけないはずであり、そもそも参加資格の無い者が参加していたのではないか。</p> | <p>A 当該事業者へのヒアリングの結果、同一の下請事業者に見積りを依頼した可能性は言及されたが、談合への関与は否定しており、談合と断定できる確たる証拠はない。</p> <p>なお、同一案件への入札参加を禁止している関連会社とは、親子会社の場合や役員が兼務している場合などであり、仮に入札参加者2者が同一の下請事業者に見積り依頼をしていたとしてもこれにあたるものではない。</p> |
| | <p>Q ヒアリングの結果、「同一の下請事業者に見積り依頼をした可能性がある」との言及があったが、実際に下請事業者が同一であったかは確認したのか。</p> | <p>A 当該入札参加者がどの下請事業者に見積り依頼をしたかは確認していない。</p> <p>なお、事業者がどの下請事業者に見積り依頼をするかはそれぞれの事業者の自由な選択であり、仮に見積り依頼をした下請事業者が同一であったとしても、それが違法であるとか不正であるというものではない。</p> |
| | 意見：当該入札参加者がどの下請事業者に見積り依頼を行ったかなどについて、可能な範囲で事実確認を実施しておくこと。 | |
| 委員会による報告又は意見の具申 | 談合情報処理は規定のルールどおりに行われているが、個々に付された意見への対応を求める。 | |